

住宅確保要配慮者※が利用しやすい 認定家賃債務保証業者制度 ができました！



※住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」）：低額所得者や高齢者など、住宅の確保が困難な方々

こんなお困りごとはありませんか？

どの家賃債務
保証業者を
選べばよいか
分からない…

貸主



適正に業務を実施できる
家賃債務保証業者を利用

安心して
お部屋を貸せる！



国が利用を推奨する保証業者（登録家賃債務保証業者）がいます

- 国土交通省では安心して家賃債務保証を利用できるように、**一定の要件を満たす保証業者を登録する制度**を、平成29年10月に創設しています。
- 家賃債務保証を適正かつ確実に実施できる保証業者として、登録には**業務体制や業務適正化のためのルールの遵守などの要件**が定められています。
- 国が利用を推奨する保証業者としてその情報を広く提供しています。

登録家賃債務保証業者
シンボルマーク



家賃債務保証業

登録制度の要件

登録基準

- 安定的に業務を運営するための財産的基礎（純資産額1,000万円以上）
- 法令等遵守のための研修の実施
- 求償権の行使方法が適切である
- 相談又は苦情に応ずるための体制整備
- 法人の場合、家賃債務保証業を5年以上継続していること等

業務適正化ルール

- 証明書の携帯、標識の掲示
- 違約金の制限
- 契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付
- 契約締結時の書面交付
- 業務及び財産の分別管理等の状況の報告等

違反行為には 国の指導があります

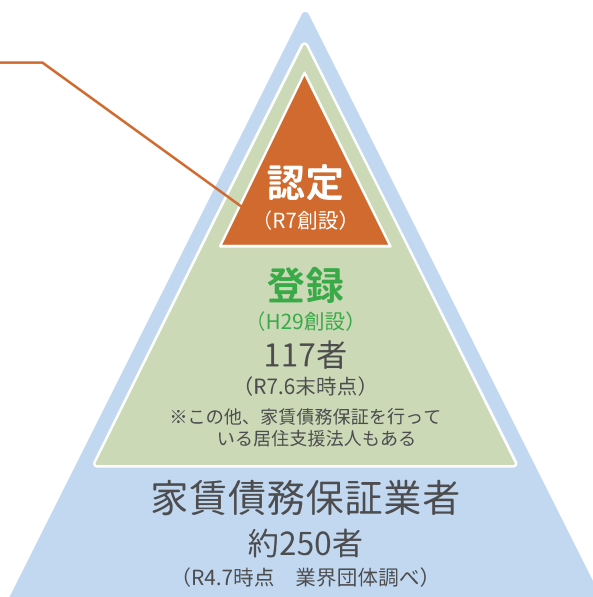
- 適正な業務運営確保のための報告徴収及び資料提出
- 違反行為等に係る指導、助言、勧告及び登録の取消し

要配慮者が利用しやすい認定家賃債務保証業者制度を創設します

登録家賃債務保証業者等から、**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として一定の基準を満たす保証業者を認定する**制度が令和7年10月から始まります。

認定制度の基準

- ・ **居住サポート住宅**に入居する**要配慮者**の家賃債務保証を正当な理由なく**断らない**
- ・ **すべての要配慮者**との契約締結の条件として、
 - － 緊急連絡先を親族などの**個人に限定しない**（法人でも可とする）
 - － 家賃債務に係わる**保証人の設定を求めないこと**
- ・ **すべての要配慮者**との契約に係わる**保証料**が不当に**高いものでない**
- ・ 要配慮者との契約実績、標準的な契約内容・条件を公表している



認定家賃債務
保証業者は・・・



要配慮者が居住サポート住宅に入居を希望する場合、**正当な理由なく断りません**。
要配慮者に親族などの**個人の緊急連絡先**や**保証人がいない**場合でも保証します。

要配慮者が保証業者を利用できるため、**安心してお部屋を貸す**ことができます。

Q & A

Q 登録・認定を受けた事業者や制度の内容は、どこで確認できますか？

A 制度の詳細および事業者一覧は、こちらを参照ください

登録制度の
詳細はこちら



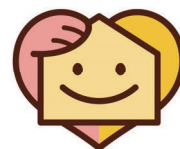
認定制度の
詳細はこちら



Q 居住サポート住宅とは何ですか？

A 居住サポート住宅とは、居住支援法人等が貸主と連携し、

①**日常の安否確認**、②**訪問等による見守り**、③**生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅です



居住サポート住宅
制度の詳細はこちら

